

指導監督承ります

～従業員に対する一般的な指導及び監督～

注意事項

バス事業者が運転者に対して実施しなければならない指導及び監督の具体的な内容等を定めた「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(指導監督告示)が改正され、平成29年12月1日から施行されます。(これまでの改正概要は裏面を参照下さい)

旅客自動車運送事業運輸規則第38条及び指導監督告示に基づき毎年実施すべき項目及び文書の保存方法等が不適切であった場合行政処分が行われる場合があります。【貸切バス事業者の例】

	初違反	再違反
一部不適切(指導監督告示の実施状況が2/3以上である場合)	警告	10日車
一部不適切(指導監督告示の実施状況が1/2以上2/3未満である場合)	20日車	40日車
大部分不適切(指導監督告示の実施状況が1/2未満である場合)	40日車	80日車

- ・どうやって運転者に指導をしようか悩んでおられる事業者様
- ・指導をやってはいるけど、きちんとできているか不安な事業者様

希望される日時にナスバ職員が御社へ伺い、講師役を承ります。

※専門機関の活用は告示第1章3(7)においても推奨されている行為です。
本講師派遣を活用頂いた場合、一般貸切旅客自動車運送事業の許可・更新申請にかかる安全投資計画のひとつとすることができます。

実施項目

- ・事業用自動車を運転する場合の心構え
- ・事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ・事業用自動車の構造上の特性
- ・乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ・旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
- ・主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況
- ・危険の予測及び回避
- ・運転者の運転適性に応じた安全運転
- ・交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処法
- ・健康管理の重要性
- ・適切な文書保存
- ・安全性の向上を図るために装置を備える貸切バスの適切な運転方法【貸切のみ】

派遣日程、派遣料金等の問い合わせは
「082-297-2255」(指導講習担当)まで

指導監督告示改正概要（一般的な指導及び監督について抜粋）

平成28年12月1日施行

- 従前の10項目に「安全性向上装置に関する指導項目」を新たに追加

改正前

バス運転者に対する「指導・監督の指針」は現在10項目。安全性の向上を図る装置についての指導項目はない。

改正後

バス運転者に対する「指導・監督の指針」に『安全性の向上を図るために装置を備える貸切バスの適切な運転方法等』を追加する(第11項目—ACC装置など)

平成29年12月1日施行

- 実施項目の内容について以下の内容が追加

項目	改正による追加内容
① 事業用自動車を運転する心構え	(改正なし)
② 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	・貸切バスの運転者にあっては運行指示書の遵守を含む
③ 事業用自動車の構造上の特性	(改正なし)
④ 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	・シートベルトの着用を徹底させる
⑤ 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	(改正なし)
⑥ 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	(改正なし)
⑦ 危険の予測及び回避	・貸切バスの運転者にあっては、緊急時における制動装置の急な操作に係る技能の維持のため、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分(※)の自動車を停止状態で用いて、制動装置の急な操作の方法について指導する。 ※大型車(長さ9m以上、定員51人以上の車両)、中型車(大型車、及び小型車(長さ7m以下であり、かつ、乗車定員30人以下の車両をいう)以外の車両をいう)及び小型車の別をいう。
⑧ 運転者の運転適性に応じた安全運転	(改正なし)
⑨ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処法	(改正なし)
⑩ 健康管理の重要性	(改正なし)
⑪ 安全性の向上を図るために装置を備える貸切バスの適切な運転方法	・安全性の向上を図るために装置を備える貸切バスを運転する場合の適切な運転方法を理解させる

- ドライブレコーダーの記録とそれらを活用した指導を義務づけ

改正前

ドライブレコーダーの記録や指導については、導入の呼びかけだけ。省令で利用を義務づけてはいない。

改正後

貸切バスでは、一定の性能を満たすドライブレコーダーを装着し映像を記録・保存。ヒヤリ・ハット体験・苦情・事故の報告があった場合、記録による指導と自社内の共有を義務づける。

※特定の運転者（初任運転者・準初任運転者・事故惹起者）に対する

特別な指導の内容及び指導時間についても併せて、改正が行われているので留意下さい。